

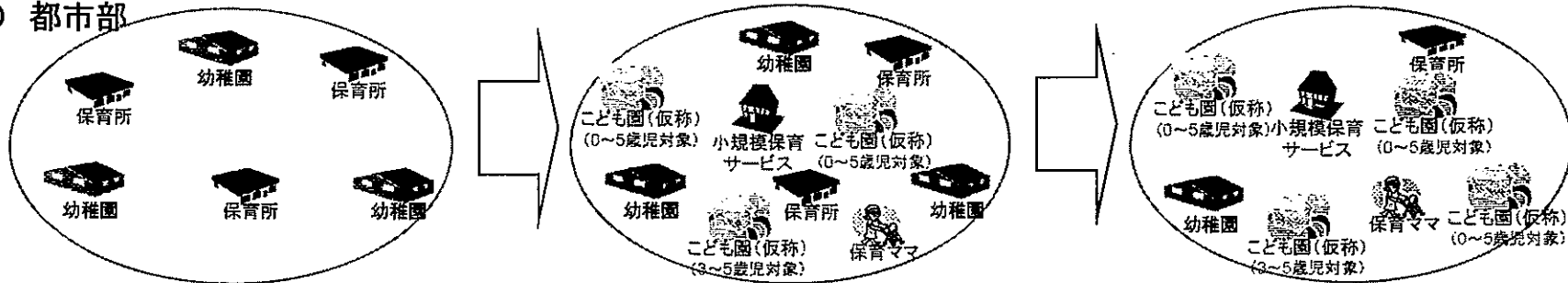
幼保一体化の進め方(イメージ)①

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所※等を計画的に整備する。

※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

(例)

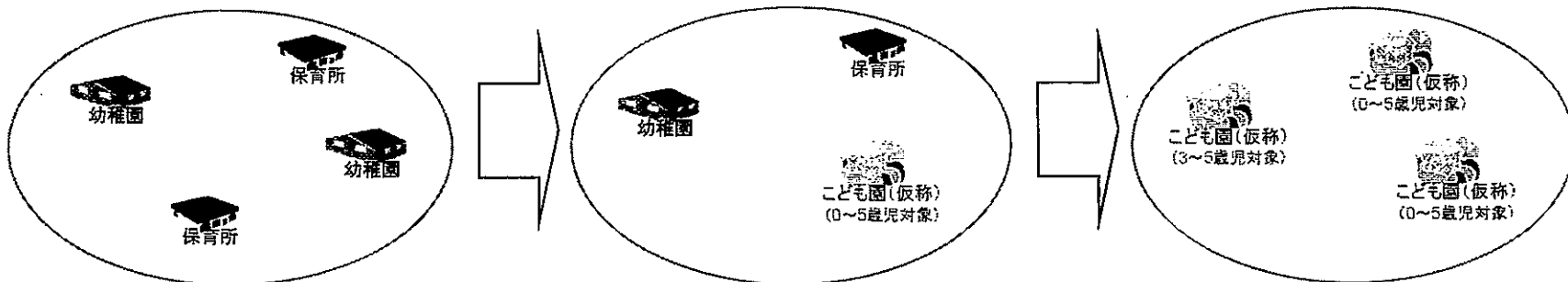
○ 都市部



- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

○ 人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

幼保一体化ワーキングチーム（第6回会合）開かれる

1月24日、幼保一体化ワーキングチーム（第6回）が開催され、これまでの議論を基に、幼保一体化の目的、給付及び施設の一体化、幼保一体化の進め方についてまとめた資料が事務局から提出されました。

この資料においては、幼稚園（満3歳から5歳まで）・保育所（満3歳未満）・あらたなこども園（幼児教育・保育及び家庭の養育支援を一体的に提供する施設。年齢については、0～5歳、3～5歳など多様な形態あり）の3つの施設について、すべてを同一の給付体系とするとされております。その上で、こども園（仮称）への移行について政策的誘導を与えるとしていますが、制度的期限は設けず、幼稚園の設置者の意思や地域の実情に応じて誘導を行なっていくという説明でした。

次に、資料では、価格設定については、質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を行なうために給付水準を確保するとされており、公的給付で経費を賄うことが原則であること（公定価格）、ただし、付加的な幼児教育を行なうための上乗せ徴収についても説明責任を前提に認めるとされています。これについては、公定価格を超える上乗せ徴収に対する反対意見が出されました。また、資料において、応諾義務について“「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す、ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める”と記述されています。これについても反対意見がいくつか出されました。

さらに、“現行の制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を講ずる”との記述があり、幼稚園型認定こども園の保育所部分が財政処置の対象になることが明記されました。

このように当初の、幼稚園を廃止してこども園（仮称）に強制的に移行するということはありませんでしたが、財政的裏付け・質の向上など様々な課題が残っています。

今回は、概ね提案を基本線として今後検討を重ねるということで了解されましたが、今後制度設計が具体化していく中で様々な課題が出てくることと思います。

ファックス速報では当日配布資料のうち、こども園のイメージ図のみを送付しますが、幼保一体化についての資料は内閣府のネットから入手してください。

【URL】<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

[今号は3枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

幼保一体化の進め方(イメージ)②

